

1.2 気象・海象情報等の収集

2.1 船舶の安全点検

2.3① 適切な見張りの実施

○船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)(抄)

(小型船舶操縦者の遵守事項)

第二十三条の四十(略)

5 小型船舶操縦者は、前各項に定めるもののほか、**発航前の検査、適切な見張りの実施**その他の小型船舶の航行の安全を図るために必要なものとして国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)(抄)

(発航前の検査等)

第一百三十八条 法第二十三条の四十第五項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 次に掲げる発航前の検査(当該検査の結果に基づく小型船舶の航行の安全を図るために必要な措置を講ずることを含む。)を実施すること。

イ **燃料及び潤滑油の量の点検**

ロ **船体、機関及び救命設備その他の設備の点検**

ハ **気象情報、水路情報その他の情報の収集**

ニ イからハまでに掲げるもののほか、**小型船舶の安全な航行に必要な準備が整っているかについての検査**

二 **視覚、聴覚及びその時の状況に適した他の全ての手段により、常時適切な見張りを確保すること。**

三 (略)

○海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)(抄)

(見張り)

第五条 **船舶は、周囲の状況及び他の船舶との衝突のおそれについて十分に判断することができるように、視覚、聴覚及びその時の状況に適した他のすべての手段により、常時適切な見張りをしなければならない。**

2.3② 国際信号旗「A」の掲揚等

○海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)(抄)

(通則)

第二十条 船舶(船舶に引かれている船舶以外の物件を含む。以下この条において同じ。)は、この法律に定める灯火(以下この項及び次項において「法定灯火」という。)を日没から日出までの間表示しなければならず、また、この間は、次の各号のいずれにも該当する灯火を除き、法定灯火以外の灯火を表示してはならない。

一～三 (略)

2 法定灯火を備えている船舶は、視界制限状態においては、日出から日没までの間にあつてもこれを表示しなければならず、また、その他必要と認められる場合は、これを表示することができる。

3 船舶は、昼間においてこの法律に定める形象物を表示しなければならない。

4 (略)

(運転不自由船及び操縦性能制限船)

第二十七条 航行中の運転不自由船(第二十四条第四項又は第七項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。)は、次に定めるところにより、灯火又は形象物を表示しなければならない。ただし、航行中の長さ十二メートル未満の運転不自由船は、その灯火又は形象物を表示することを要しない。

一～三 (略)

2・3 (略)

4 航行中又はびよう泊中の操縦性能制限船であつて、しゅんせつその他の水中作業(掃海作業を除く。)に従事しているもの(第一項の規定の適用があるものを除く。)は、その作業が他の船舶の通航の妨害となるおそれがある場合は、次の各号に定めるところにより、灯火又は形象物を表示しなければならない。

一 最も見えやすい場所に白色の全周灯一個を掲げ、かつ、その垂直線上の上方及び下方にそれぞれ紅色の全周灯一個を掲げること。

二 対水速力を有する場合は、マスト灯二個及びげん灯一對を掲げ、かつ、できる限り船尾近くに船尾灯一個を掲げること。

三 その作業が他の船舶の通航の妨害となるおそれがある側のげんを示す紅色の全周灯二個又は球形の形象物二個をそのげんの側に垂直線上に掲げること。

四 他の船舶が通航することができる側のげんを示す綠色の全周灯二個又はひし形の形象物二個をそのげんの側に垂直線上に掲げること。

五 最も見えやすい場所にひし形の形象物一個を掲げ、かつ、その垂直線上の上方及び下方にそれぞれ球形の形象物一個を掲げること。

5 前項に規定する操縦性能制限船であつて、潜水夫による作業に従事しているものは、その船体の大きさのために同項第二号から第五号までの規定による灯火又は形象物を表示することができない場合は、次に定めるところにより、灯火又は信号板を表示することをもつて足りる。

一 最も見えやすい場所に白色の全周灯一個を掲げ、かつ、その垂直線上の上方及び下方にそれぞれ紅色の全周灯一個を掲げること。

二 国際海事機関が採択した国際信号書に定めるA旗を表す信号板を、げん縁上一メートル以上の高さの位置に周囲から見えるように掲げること。

6・7 (略)

6.① 運航実態を把握した確実な船舶検査の実施

○船舶安全法(昭和八年法律第十一号)(抄)

第二十九条ノ三 前各条ニ規定スルモノノ外本法並ニ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関スル条約ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ国土交通省令(漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令)ヲ以テ之ヲ定ム

②・③ (略)

○船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)(抄)

(書類の提出)

第三十二条 検査申請者は、次に掲げる書類を管海官庁に提出しなければならない。

一~六 (略)

2~5 (略)

6 管海官庁は、検査のため必要があると認める場合において第一項に規定する書類のほか必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

6.② 仕切り板を外した状態を前提とした最大とう載人員に係る条件の指定

○船舶安全法(昭和八年法律第十一号)(抄)

第十八条 船舶所有者又ハ船長左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ当該違反行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ拘禁刑又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 (略)

二 航行区域ヲ超エ又ハ従業制限ニ違反シテ船舶ヲ航行ノ用ニ供シタルトキ

三 (略)

四 最大搭載人員ヲ超エテ旅客其ノ他ノ者ヲ搭載シタルトキ

五~七 (略)

ハ 前各号ノ外船舶検査証書又ハ臨時航行許可証ニ記載シタル条件ニ違反シテ船舶ヲ航行ノ用ニ供シタルトキ

九 第五条ノ検査ヲ受ケタル後第二条第一項各号ニ掲グル事項若ハ無線電信等ニ付第五条第一項第三号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル改造若ハ修理ヲ行ヒタル場合又ハ同号ノ国土交通省令ノ定ムルトキニ該当スル場合ニ於テ臨時検査ヲ受ケザル船舶ヲ航行ノ用ニ供シタルト

キ

②~④ (略)

6.③ 臨時検査の受検義務

○船舶安全法(昭和八年法律第十一号)(抄)

第五条 船舶所有者ハ第二条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付同項各号ニ掲グル事項、第三条ノ船舶ニ付満載吃水線、前条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付無線電信等ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ区別ニ依ル検査ヲ受クベシ

一・二 (略)

三 第二条第一項各号ニ掲グル事項又ハ無線電信等ニ付国土交通省令ヲ以テ定ムル改造又ハ修理ヲ行フトキ、第九条第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル満載吃水線ノ位置又ハ船舶検査証書ニ記載シタル条件ノ変更ヲ受ケントスルトキ其ノ他国土交通省令ノ定ムルトキ行フ検査(臨時検査)

四・五 (略)

② (略)

○船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)(抄)

※ これは臨時検査事由を抜粋したものです。臨時検査事由はこれだけではないため、ご注意ください。

(臨時検査)

第十九条 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める改造又は修理は、次に掲げる改造又は修理とする。

一・二 略

2 前項の規定にかかわらず、小型船舶安全規則第二条第一項に規定する小型船舶及び漁船特殊規則(昭和九年ノ逡信ノ農林ノ省令)第二条に規定する小型漁船(危険物ばら積船及び特殊船を除く。以下この条において「一般小型船」という。)についての法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める改造又は修理は、次に掲げる改造又は修理とする。

一 船舶の長さ、幅又は深さの変更その他船体の主要な構造の変更で船体の強度、水密性又は防火性に影響を及ぼす改造

二 上甲板下の船体(上甲板のない船舶にあつては、げん端下の船体をいう。以下この条において同じ。)の主要部についての曲り直し、補強、取替え、溶接その他の作業で船体の強度、水密性又は防火性に影響を及ぼすおそれのある修理

三～七 (略)

3 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一～八の二 (略)

九 船舶復原性規則又は小型船舶安全規則第百一条の規定の適用を受ける船舶及びこれ以外のタンカー(船舶区画規程第二条第二項のタンカーをいう。)、液化ガスばら積船及び液体化学薬品ばら積船について、法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件以外の物件の新設、増備、位置の変更、取替え若しくは取りはずして当該船舶の復原性に影響を及ぼすおそれのあるものをしようとするとき。

十 小型船舶安全規則の適用を受ける船舶(前号の船舶を除く。)について、当該船舶の復原性に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。

十一～十三 (略)